

## 第2回宮城県再生可能エネルギー税制研究会 議事録

日 時 令和4年12月23日(金)

午前10時から正午まで

場 所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

司 会 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。  
開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。  
本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、会議室で出席されている皆様には、御発言の際も含め、マスク着用をお願いしております。また、定期的な換気等を行わせていただきます。  
御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。  
開会に先立ちまして、本日の配付資料を確認させていただきます。  
事前にお送りしております資料は、会議次第と資料1から資料4、最後に参考資料でございます。併せて、席次表も送付しております。  
なお、資料の差替え等もありましたので、本日机上にも配布しております。  
資料に不足はございませんでしょうか。  
(特になし)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第2回宮城県再生可能エネルギー税制研究会を開会いたします。

本研究会は、情報公開条例第19条の規定により公開するものとし、報道陣の入室及び撮影も許可しておりますので、御了承願います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、田中座長をお願いしたいと存じます。田中座長、お願いいたします。

田中座長 本日は第2回目ということで、前回に引き続きまして、議論を進めてまいりたいと思います。

本日の次第については、既にお手元にあるとおり議事として1から4までありますが、最初に議事(1)新税の必要性について、20分から30分程度の予定で報告と議論をしたいと思っています。前回、新税の必要性について、色々と事務局から報告していただいた上で議論したところですが、その議論の補足ないし確認という性格を持つものです。

その次に、議事(2)と議事(3)をあわせて議論をしたいと思います。これは、先ほどの新税の必要性について承認があるという前提の話で、新税というのは一体どういうものを対象にして、或いはどういう施設を対象にして、どのような方向性で、どのような政策効果を想定して考えるのかということ、議事(2)と議事(3)をあわせて御説明いただきながら、先生方の議論をお願いしたいと考えております。

最後に、議事(4)の新税の課税のあり方については、今後の議論の方向性ということについて、少し事務局から提案いただいて、今後の議論の課題、或いはどういう資料が今後必要になるかという点についての確認をしたいと考えております。

以上のように進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。それでは、議事(1)新税の必要性について、事務局から御説明をお願いします。

笹森課長 (資料1に沿って説明)

田中座長 ありがとうございます。  
ただ今、新税の必要性について、前回の議論のまとめと整理ということで御報告を

いただきました。

ただ今の事務局の報告に関してでも結構ですし、それ以外のことでも結構ですが、新税の必要性について、前回の議論或いはそれ以降にお考えになったことも含めて、様々な御意見や御質問を率直にお示しただけだと考えております。

前回と同じように、順次、先生方の御意見を頂戴できればと考えております。

斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員 税が必要かどうかということについて、自分の考えをダイレクトには言えませんが、改めて御意見を伺いたい点は、再エネ発電施設による大規模森林開発によって、誰がどのような価値を失うのかという部分をもう少しはつきりさせる必要があるのではないかとこの点です。誰がというのが特定の人であり、失われる価値がその特定の人にとってだけの価値であれば、再エネ事業者とその特定の人との当事者間の話し合いで終わる話ではないかと思えます。しかし、大規模な森林開発抑制のために県として税金を考えるとということからすると、価値を失うのは宮城県民全員という視点になるのでしょうか。もしそのように考えるのであれば、その税金は宮城県民を対象としたある種の公共サービスの使い方になるのかなと思えます。大規模森林開発の抑制と平野の未利用地への適地誘導を税という手段でやるに当たって、そのような点を明確にせず必要と言いきれるのかが気になっている点です。

田中座長 ありがとうございます。  
佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員 斎藤先生からも御意見ありましたが、課税目的が前回より明確になったのではないかという印象を受けました。資料1の5ページのBに記載しているように、砂防三法の対象外の森林も土砂災害の防止に機能している可能性が高いなど、規制が必要である理由が前回よりは明確になっていると思えます。これらを見ていると、特定の誰かが価値を失うというよりは、宮城県民全員にとっての利益が失われることを防ぐということが目的という印象を受けました。

その上で、税を課すからには、どういう価値が失われるのか、どういうことに対処するのかという点をより一層明確にしていく必要があるのではないかと思いました。個人的には、森林の開発を抑制するという自体に反対というよりは是非森林を守っていただきたいという気持ちですが、目的を達成する手段として、今回のような形で税を課すという手段が望ましいものであるかという点については、まだ判断ができていない状況です。例えば、資料1の5ページのBに関係するような規制としては、禁止等の強い制限まではできないと記載されております。確かに税による誘導の場合には、税金を払えば行為の禁止まではされません。しかし、その行為が経済的な行為であることを考えると、極端な話としては禁止した上で必要に応じて損失補償していくという手段もあり、それと比較したときに税による誘導の方が規制の程度が低いと言いきれるのかという点については、私自身判断ができておりません。

資料の中にもありましたが、今申し上げました税を手段とすることがふさわしいのかということについては、負担の程度なども考慮して考えていく必要があると思えます。その点は、資料2と資料3で議論する内容だと思いますので、資料1に関しては以上とさせていただきます。

田中座長 ありがとうございます。  
多田先生、お願いいたします。

多田委員 私自身は、今まで規制などでなかなかうまくできなかったことについて、税による

抑制という方法を試すということで、一つの例を作り、それを改善していくというのもよいのではないかと考えています。

前回の再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会では、税収が入らないことが望ましいものの、その用途をどうするのかという点についての意見が多くありました。その際は、設置された地域で使われるのがよいのではないかとというような意見が多かったと感じましたので、その点も考えなくてはならないかなと思いました。

いずれにしても森林資源を守るというのが大前提と考えていますので、環境影響の少ない場所でやっていただくような形に誘導できればよいと思いますが、それぞれのエネルギーの特徴が違うので、かなりきめ細やかな税の制度にしないと難しいのではないかと考えています。

田中座長      ありがとうございます。  
                  吉村先生、お願いいたします。

吉村委員      資料では、かなり丁寧に税の位置付けについておまとめいただいたと思います。先ほど御指摘がありました、税が中間的な位置付けになるかどうかは、その負担の水準をどうするかで変わってくるものではないかと考えています。禁止的な水準になるような負担を課すということであれば規制側に近づき、軽微な負担しか求めないということであれば非常にソフトな手段に近づくということになりますので、負担の水準の話と切り離しては議論できないと思います。

また、今申し上げたとおり禁止的なものというのはほぼ規制と同じですので、そこまでは要求しないということであれば、必ずその税を払って事業活動を行う納税者が出てきます。税収をどうするかということから財政需要を考えていくのが筋ではないかと個人的には思っていますが、税である以上は収入があるので、その収入をどう使うのかということも議論していければと思っております。

田中座長      ありがとうございます。

私の考え方は委員の先生方の御意見と異なるものではありませんが、いくつか簡単に申し上げます。

一つ目は、ここで検討対象となっている価値が何なのかというと、森林保護により現在或いは将来の世代が享受する環境価値と、再エネ促進により享受できる新たな生活や生産の発展という価値のようなものだと思います。いずれも重要な価値ではありますが、今回の問題はそれらが対立した場合にどう処理をするかというもので、非常に難しい現代的な問題ではないかという印象を強く持っています。そうすると、価値相互の単なる優先の問題というよりは、それをどのように調整するのかという観点から考えていくのが現実的な処理方法ではないかと感じているところです。

二つ目は、仮に税という手法を用いる場合に、政策手段として用いるというのは、いわゆる伝統的な考え方からするとやや外れているという印象はありますが、様々な政策課題に直面した場合は、直接的に禁止する手法と間接的に影響を与える手法をどう組み合わせるか、或いは適材適所としてどのような手法を用いるのがよいのかという問題があるかと思います。政策手段として税を用いるという場合に、そのことによって得られる利益と失われる利益を考える必要があり、それらが必ずしも同一人物の利益ではないことからすると、公的な判断として、広い観点から現時点の優先順位をどう考えるかという価値判断に関わる問題ではないかと思っています。仮に税で対応するならば、具体的な仕組みとして誰に対してどのような負担をどの程度与えるのかということになるのであって、再エネ発電施設を適地に誘導するという望ましい目的を超えて、関係者の財産権の侵害になるとか、或いは苦痛をもたらすとか、そういうことがないようにするという制度設計の問題という印象もありました。

ただ今の委員の先生方のお話については、私が申し上げたことも含め、基本的にはこれ以降の論点の中で具体的な検討に進んでいけないのではないかと印象を持っておりますが、現時点で事務局から何かコメントがあればお願いしたいと思います。

小林室長 様々な御意見を頂戴しましたので、少しコメントさせていただきたいと思います。斎藤先生から、誰がどのような価値を失うのか、当事者間で解決できない問題なのかというお話がございましたが、当県においても、大規模な開発によって、地元住民の方々と再エネ発電施設を設置しようとする事業者の方々、或いはその利害関係者全体で様々なトラブルが発生していることは、御承知のことと思います。これは全国的な問題であり、既存の法令などを用いて、或いは法令の範囲でできる限りの新たな規制を設けるなど、各県が問題解決に向けて取り組んでおります。しかし、それでもなお解決できない問題が残っていると認識しており、新たなアプローチとして税で適地に誘導するというのをやるべきだろうと考え、今回御提案させていただいております。その点から言えば、当事者間ではなかなか解決ができないがゆえに、社会問題化していると考えております。

価値を失うのは誰なのかという御質問につきましては、森林には水源の涵養、土砂流出の防止、憩いの場、景観など多面的な機能がありますので、その観点からは価値を失うのは県民全員となるかもしれません。一方で、第1回研究会でもお話ししましたが、このトラブル自体で地域コミュニティーが分断され、地域が築き上げてきたコミュニティーが崩壊してしまうということもあります。このコミュニティーというのは無形の価値であり、森林とは切り離されるものですが、非常に重要なものと考えております。我々としては、地域の合意が得られて、再エネ発電施設の設置区域が温対法に基づく促進区域に設定されるようなものであれば、非課税とするような調整も図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、佐々木先生から、税が手段として適切なのかというお話がございましたが、我々としては、資料1の4ページでA、B、Cと分けさせていただき、Aの部分で直接的に禁止するだけでは足りず、Bの部分では環境影響評価法での義務づけを行い、なるべく環境や景観に影響がないような範囲で事業を考えてくださいと誘導しております。それから太陽光発電施設の設置等に関する条例というものを制定し、届出を義務付けることで、環境の保全や土砂災害の防止の点で国のガイドラインに沿ったものかを確認していくこととしております。そして、Cの部分では地元の方々に説明をして、御理解を求めることを促すという対応もしております。しかし、それでも足りないということで、今回税ということに至っているわけですが、再エネ発電施設を設置しようとする事業者の皆様は、やはり経済的な利益というものを非常に重視しております。太陽光発電施設などで顕著でございますが、事業者の方々は共同事業体である場合が多く、その出資者はいわゆるファンドなどであり、投資先として再エネ発電施設を設置しようという方々でございます。そのような方々においては、住民とのコミュニケーションや届出の義務化などではなかなか望ましい結果が得られないことから、税という形で経済的な負担を求め、これを一つの誘導手段にさせていただこうと考えております。

それから、多田先生から、税を試してみるのがよいのではないかとというようなお話がございました。このように再エネの問題に対して取り組むというのは、全国的にもまだ例がないと考えておりますので、本当にうまくいくのかという不安もありますが、是非ともうまくいくように努力していきたいと考えております。もしこの取組がうまくいって、全国に例が広がっていけば、日本全体にとって良い結果になるのではないかと考えております。

それから、吉村先生から、税率と規制の強度の関係性のお話がございました。これもおっしゃるとおりだと思います。なるべく誘導が図られるような税率にしたいと

考えておりますが、その点も今後御議論いただきたいと思っております。

田中座長 　ただ今の事務局の説明に対して、委員の先生方から何かコメントはございますか。よろしいでしょうか。  
（特になし）

先ほどの事務局の説明にもありましたが、資料1の4ページでまとめている内容は意味があるものだと思います。まず、大規模森林開発を抑制することと、再エネ施設の重要性に鑑みてそれを適地に誘導することを同時に達成するという目的を明確にしている点です。もう一つは、その手段として、法令による直接規制もあれば、住民への説明などソフトなものもある中で、今まで実施をしていなかった税による適地誘導という間接的な効果をねらう方法も考える余地があり、その方法にはそれなりの効果があるだろうという考え方を示している点だと思います。このように、目的と手段は何なのかという出発点に立ち返りながら検証していくことが必要というのは、御指摘にあったとおりに感じました。

そのことを踏まえて、続いて議事（2）新税の根拠等について、議事（3）新税の枠組みについて、御説明をお願いいたします。

笹森課長 　（資料2に沿って説明）

小林室長 　（資料3に沿って説明）

田中座長 　ありがとうございます。

ただ今、議事（2）と議事（3）について御説明いただきましたが、議事の表題をもう少し明確にした方がよく、議事（2）は課税対象とその根拠で、根拠というのは担税力の問題だと思います。そして、議事（3）は更に具体的な課税対象のことで、課税対象施設と非課税対象施設の話だと思います。

本日検討していただきたい内容の中心は、議事（2）と議事（3）になりますので、少し時間をかけて委員の先生方の御意見を頂戴したいと思っております。

齋藤先生、お願いいたします。

齋藤委員 　議事（2）について、私個人が気になったのは、主に資料2の5ページに対応する内容だと思います。税の区分などの考え方はよくわかりませんが、基本的には太陽光発電や風力発電のような再エネの電源というのは、CO<sub>2</sub>を排出しないので地球温暖化防止に有効だという観点から、FIT或いは今年度からはFIPにより付加金をつけて送配電事業者が電力を購入するという形で推進されてきているものだと思います。その一方、大規模森林は基本的にCO<sub>2</sub>を吸収する能力を持っているようで、太陽光発電や風力発電のような再エネの電源は、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないだけで、CO<sub>2</sub>を吸収する能力はありません。このCO<sub>2</sub>の排出・吸収という点から見ると、大規模森林を開発して再エネ発電施設を設置するというのは、CO<sub>2</sub>吸収能力を電力に置き換えるということだと思います。CO<sub>2</sub>の吸収能力という森林の価値は、ある種将来の価値であり、それを電力に置き換えるということは将来の価値を現在に置き換えてしまっているという理解もできていると感じています。そのことから、森林のCO<sub>2</sub>吸収能力が失われた分に相当するものを税として徴収するという考え方はできないのかなと思いました。将来の価値を今使うということですので、それを税として考えられないのかなということです。

今申し上げたように考えた理由としては、森林の価値や機能は非常に多面的で定量化が難しいものである一方、税は定量的なものなので、定量化しにくいものを定量的

なものに置き換えるときに、少なくとも森林の価値の定量化できるものを税の対象とするのが筋かなと思いました。資料2の5ページでは、基本的には発電能力をその対象にしており、それは明確にわかる量的なものだと思いますが、そのような視点で考えると、CO<sub>2</sub>以外のものも含めて、森林の機能で定量化できるものを明確にして考えるのがよいのではないかと思います。

それから、議事(3)については、小規模なものが集まっていたらどうするのかという点があると思います。また、景観などからすると高さという視点もあり、空間的な森林の捉え方をする必要はないのだろうかという点も気になります。太陽光発電は平面的なイメージですが、風力発電は100メートルを超えるようなものもあるほか、プロペラの風切り音という騒音もあり、性質が異なるものだと思います。そのような再エネ発電施設の特徴も考慮した課税の仕方が必要ではないか、単純に発電容量が同じだからというだけでは不適切ではないかと感じました。

田中座長 ありがとうございます。

佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員 ただ今の斎藤先生の御意見を伺って、資料2の5ページの森林という場所における資産所有に着目した税であるという点の理解が進んだところでございます。事務局からの御説明のとおり、森林という場所における資産所有に着目した税ということからすると、財産税の方が適切なのかなと思っておりましたが、斎藤先生から具体的な例の御説明を受けて、その印象が深まったということでございます。

それに関連して、資料2の8ページにあるように継続的に徴収していくということを踏まえて、9ページの経過措置を考えたときに、財産税であるとするに着工済みかどうかで区別はできないというのはそのとおりだと思います。単発ではなく継続的に徴収していくということからすると、確かに稼働済み又は着工済みの施設を所有されている方の既得権というのはかなり大きい要素だと思います。しかし、今回の税は財源調達的手段という側面もあるとのことですので、適地誘導という点では課税対象とする必要性が相対的に低いのは間違いないと思いますが、財源調達的手段であり、その手段が継続的に税金を徴収していくものであるところを踏まえると、着工済みや稼働済みのものに対して税を課さないということによりよいのかというのは悩ましい点だと感じました。他方で、御説明によると、既に稼働済みの事業の中で新税の対象になりうるものが2割程度にすぎないということでしたので、その点も併せて考えていく必要があるのかもしいないと思っております。

それから、議事(3)については、こちらも斎藤先生と同じく資料3の5ページのところで、0.5ヘクタール以下のものが累積した場合にどうするのかということは考えておく必要があるだろうと思います。

それから、もし可能であれば御説明いただきたいのが保安林の取扱いなのですが、前回いただいた資料には、保安林制度の指定解除の主な要件として、公的な土地利用計画に則したもので他に適地が求められないということが要件になっているという記載があります。更に、指定解除をされた場合であっても、例えば利害関係者の同意などが求められていて反対があれば開発できないというような記載もありました。資料3の4ページを見ると保安林も今回の対象になるということだと思っておりますが、保安林については、例えば開発許可しないなど、そういう方法はないのかという点について、今回でなくても結構ですので教えていただきたいと思いました。

田中座長 ありがとうございます。

多田先生、お願いいたします。

多田委員 資料2の7ページについて、ⅠとⅡの違いはどのようなもので、赤色の三角と水色の三角がどういうものなのかという点を、もう一度説明していただいてもよろしいでしょうか。

笹森課長 Ⅰは財産税と取得税の両方の性格を有するという整理をするもので、Ⅱは財産税とした上で、その一部が取得税的な性格を持つという整理をするものであり、累進性を持たせる背景となる考え方、税としての性質を整理するというものでございます。

多田委員 取得税というのは、例えば売電収入のイメージなのかと思いましたが、それを財産税として整理するとどうい違いが出てくるのでしょうか。

笹森課長 税の性格の整理が異なるというだけで、実際の税負担という点で見れば、同じ設定をすれば同じ負担になるものと考えております。

多田委員 わかりました。  
それから、資料3の8ページで自家消費の場合を除くとされていますが、例えば、森林に新規に工場などが建設され、それに附随して太陽光発電施設や風力発電施設が設置されることもあると思います。自家消費であれば課税しないとされた理由を教えてくださいませんか。

田中座長 後ほどまとめて御回答をお願いするとして、多田先生、それ以外にございますか。

多田委員 資料3の5ページにおいて、面積に関しては太陽光発電施設で考えているようですが、風力発電施設については、設置面積は小さいもののプロペラ部分が非常に大きいという特性がある。その点について体積的な捉え方をするのかということも含めて、再エネ種別ごとに課税のルールを考えていかないと本末転倒になるのではないかと感じました。

田中座長 ありがとうございます。  
吉村先生、お願いいたします。

吉村委員 こちらの資料で、どのような姿を目指しているのかという点は、具体的なイメージとして伝わっていると思います。しかし、御説明を伺って疑問に感じたのは、例えば資料2では、「課税の根拠（税の負担を求める根拠）」ということで課税客体を挙げられているのですが、何に課税したいかということが書いてあるだけで、なぜ他の納税者に比べて重く課税されるのかということには答えていないように思います。この財産を持っているからということでは財産税とするとしても、その財産を持っているとなぜ他の資産を所有している方に比べて重く課税されるのかというところを説明しなければ、課税の根拠を説明したことにはならないのではないかと思います。どうしたいのかという点は非常に伝わったのですが、税の根拠を説明するという点では議論が足りていないのかなと思いました。

田中座長 ありがとうございます。  
他の先生方の御意見と大きく異なるものではありませんが、一つ目として、先ほどの多田先生の御質問に関連して、税の種類をどう考えるのかということで、資料2の7ページにⅠからⅢまでありますが、突き詰めて考えるとⅠかⅢになるのだと思います。つまり、財産税プラス取得税という二つを合わせたものとするか、それとも全体としては財産税とするかという選択かなと私は感じています。Ⅱは財産税としな

から取得税的な要素を加味するという中間的なものですが、思考の整理をする際は、取得税的なものも入れるか、それは全く考慮せずに全部を財産税とするかという選択になるのではないかという印象があります。

二つ目として、今後の話になるのかもしれませんが、どういう税の仕組みと負担になるかということや課税対象となる事業者に対してしっかり説明し、賛成は得られないかもしれませんが、どのような御意見や御要望があるのかということや丁寧な聞いた方がよいと思います。

三つ目として、徴収方法という言い方をされていますが、いわゆる賦課課税を想定しており、申告は想定していないということでよいでしょうか。徴収方法を議論する場合には、単発的か継続的かという議論に加えて、賦課課税とするのか或いは何らかの形で申告という要素を入れるのかという点も併せて検討された方がよいのかなと思います。

以上の委員の先生方の御質問を中心に、御意見を含め、現時点でわかる範囲で結構ですし、もう一度検討するというだけでも結構ですので、事務局から御説明願えたらと思います。双方の部局に関係しますが、よろしくお願いします。

小林室長 齋藤先生の御質問で、森林のCO<sub>2</sub>吸収機能が失われた分を税とすることができないのかというお話がありましたが、別の観点からの御回答になるかもしれませんが、例えば税金の使途として失われた森林の回復に充てることなどを検討してまいりたいと考えております。

それから、同じく齋藤先生や他の先生から御指摘がありましたが、小規模のものが多数設置された場合はどうするのかという御指摘でございました。開発許可などの網の目をくぐるため、許可が必要となる基準未滿で開発をするというようなことはよく行われており、法令でもそのような事業については一体性みたいなものを認定するという方法で対処されておりますので、そちらを参考にさせていただきたいと考えております。また、税としてできるかどうかは御教示いただきたいと思います。屋外広告物条例では、例えば既に許可されている広告物がある場合に、そこからもう一つ許可を受けるためには一定の距離を離さなくてはならないといった基準がございまして、それを参考に、0.5ヘクタールを超えるという判断基準において、一定の範囲内の再エネ発電施設の開発面積を合算するようなことも検討してまいりたいと思います。

それから、風力発電施設の高さなどにつきましては、税率の問題とも関係しますが、風力、太陽光、バイオマスを一括りに再エネと申しましても全く違うものでございまして、そこを一律の税とするのはなかなか難しいと思います。例えば、税率などに違いを設けて、それぞれになるべく対応できるような制度を考えてまいりたいと思っております。

保安林に関する佐々木先生からの御質問につきましては、別途資料でお示しさせていただきます。

多田先生から御質問がありました自家消費を除くという点につきましては、資料3の8ページに記載がございしますが、今回対象としているのが再エネ発電施設であるということから考え、工場等に作られた場合については課税をしないという方針でございまして。昨今は再エネへの取組が強く求められており、今後、カーボンニュートラルに取り組んでない企業は取引先がなくなっていく状況になるだろうと言われております。そのため、工場を建設した際には、当然に再エネ発電施設を付けたいとなるだろうと想定しております。その点で、0.5ヘクタールを超えた工場に再エネ発電施設を付けたからといって、そこに課税するのはなかなか厳しいだろうということで、屋根置きなどは課税対象から除くこととしました。しかし、例えば、小さい倉庫を建てて、そこに再エネ発電施設を設けて売電するとなると、それは野立ての再エ



ネ発電施設と変わりませんので、このようなものは課税対象にしたいと考えております。

多田先生の風力発電施設のお話につきましては、資料3の8ページと関連しております。多田先生のお話の中にはケーブル、舗装された進入路、用水路、調整池等を含みたいと考えております。風車自体が建っている部分は面積的には狭く、0.5ヘクタールに満たないものもありますが、採算性を考慮して整備する場合には、ケーブルや舗装された進入路なども含めると課税対象になるものと考えてございます。

最後に座長から御指摘いただいた、対象となりうる事業者にしっかり説明すべきという点につきましては、個別に電話で御説明し、この研究会などの内容についても、ホームページに掲載したものを御案内するような体制も整えております。また、個別の聴き取りを行うほか、事業者の全国団体にも直接お伺いして、或いはオンラインで御説明をさせていただいており、今後も引き続き意見交換をさせていただきたいと考えております。

笹森課長 佐々木先生から御意見を頂戴しました経過措置について、若干補足させていただきます。資料2の9ページにおいて、新税の導入時点で既に稼働済みや着工済みのものは課税しないという話の中で、①と②の後に、参考として居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直しの際の考え方と書かせていただいております。

これについては、参考資料の4ページ以降に平成29年度の税制改正の内容が記載されておりますが、5ページの2(1)のとおり、高さが60メートルを超える区分所有家屋で、複数の階に人の居住の用に供する専用部分を有するもの、いわゆるタワーマンションについて、各階ごとの取引価格の動向を勘案して、高さによって補正をするという改正がなされました。その理由が、下から4行目に記載されており、いわゆるタワーマンションでは、高層階と低層階で税負担に不公平感があるという指摘があり、また、高層の建築物においては、単位面積当たりの分譲価格差が低層のものと比較して特に大きいということが記載されております。

その際の経過措置について、7ページの2(4)の適用開始時期等のとおり、平成29年1月2日以後に新築されたタワーマンションに対して適用するものとされ、括弧書きのとおり、同年4月1日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専用部分を有するものを除くこととされました。その理由は、在来分の家屋については、現行ルールの下での固定資産税額を前提として形成された市場価格で購入されたものであり、購入者においては、物件の購入時に予見可能性がなく、高層階の納税者の負担を増加させることは理解が得られないということが挙げられております。また、タワーマンションの売買においては、いわゆる青田売りが一般的に行われていたということで、平成29年4月1日前に売買契約を締結した高層階の区分所有者について、予期せず固定資産税額が増えるということ为避免のため、経過措置がとられたということも記載されております。

以上の内容を参考に、先ほど御説明させていただいたところでございます。

田中座長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの御説明等に関して、委員の先生方で追加的に御意見や御質問はございますか。

(特になし。)

委員の先生方から貴重な御指摘を頂戴しましたので、どのように考えるかを再整理し、次回の研究会で追加的に議論ないし修正等をお願いしたいと思っております。

それでは、次の議事(4)に移りますが、これについては、今後の議論の進め方をどうするのかということを中心に事務局から説明をお願いした後に、委員の先生方

から、こういう点をもう少し議論する必要があるのではないか、こういう資料が必要ではないかといった御提案等を頂戴できればと思っております。

それでは、議事（４）新税の課税のあり方について、御説明をお願いいたします。

笹森課長 （資料４に沿って説明）

田中座長 ありがとうございます。

今後の議論を考えると、基本的には資料４の３ページの税負担の水準のイメージのとおり、何を課税の対象とし、それをどのように数値化し、それに対してどういう税率を設定し、そしてどういう税額とするのかということになると思います。とりわけその税額が再エネ事業者にどういう効果を生むのかという点は非常に重要な問題になると思います。その資料をただ今御説明いただいたということになると思いますが、今回の税について、このイメージ図をより具体的なもの或いは精緻なものにするというのが今後の課題になるだろうと思います。

それでは、ただ今御説明いただいたことについて、或いは今後検討していく方向性や検討に当たって必要な資料について、委員の先生方から御意見を頂戴できればと思っております。

斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員 なかなか難しい話に入ってきたと思いますが、この新しい税を課すことで、まずは森林開発をやめさせて、その後、市町村や県が考えている適地に動いてもらうという二段構えになるのだと思います。その際、最終的にどうするかというのは再エネ事業者の意思決定によりますが、あまりに税率が高すぎる、かつ、適地には事業性がないという判断がされると、そこでは事業を行わないということになると思います。こういう税の前例がないということであれば、何らかの形でシミュレーションのようなことを行わざるを得ず、それに基づいてどのくらいという話になると思います。

もう一つとして、再エネに関しては、その促進のためにFIT或いはFIPという付加金のようなものがあり、それがあから再エネ事業者が参入してくるのだろうと思います。後者のFIPは市場価格に連動するもので、市場価格が高いときに発電してもらえようにするという話のようです。税率の考え方としては、その付加金のようなものに対してどのくらいの負担かというのも重要で、要するに付加金に相当する部分が全て税金になれば事業を実施しなくなるだろうし、あまりに少ないのもよくないだろうということになると思います。その点も考慮してシミュレーションを行っていただきたいと思います。

田中座長 ありがとうございます。

佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員 私も企業にとっての負担感が具体的にイメージできないので、シミュレーションを行っていただくとありがたいと思いました。

課税の枠組みを検討するに当たっては、必要な税負担の水準と許容される税負担の水準の二つのバランスを取る必要があるということをお指摘いただいておりますが、資料３の８ページで、著しく荷重な負担とならないかという観点に関して、他の税を含む全体で見たときの実質的な税負担の程度にも着目する必要があるという記載がございます。これは、許容される税負担の程度だけではなく、必要な税負担の水準を考える際にも検討する必要があると考えております。例えば、私としては、その促進区域と望ましくない区域との負担感の違いを考えたときに、課税のところだけではなく、促進区域におけるプラス要素も踏まえて、負担額を決めていく必要があるのでは

はないかと考えております。

新税を課すということが確定しただけでは、促進区域にはその新税が課されないという形でのメリットしかないということになりますので、新税を課した上で税収を財源として促進区域に補助金を出すというようなシステムや、新税以外の税の減免措置なども併せて検討する必要があるのではないかと感じております。しかし、促進区域における税の減免となると、資金調達という新税の目的の一つに反することになり、また、県の財源の観点からもマイナスの方向に働くことになりますので、望ましい効果という点では難しいかもしれませんが、単純に新税の負担だけではなく、他の税や補助金などの促進区域におけるメリットも併せて検討していく必要があるのではないかと感じました。

田中座長      ありがとうございます。  
                  多田先生、お願いいたします。

多田委員      課税標準について、事業から得られる収益という案AがFITの売電収入で、資産価値という案Cが面積や体積なのかなと思いますが、いずれにしても現在は太陽光発電施設の例が多いので、風力発電施設とバイオマス発電施設に関しても、一般的にどれぐらいの平面的ないし空間的な規模なのかという点を考慮した方がよいと思いました。FITの参考資料もありますが、斎藤先生がおっしゃったようなシミュレーションという点では、収入の観点である程度の規模にはなるものの、アセスにかからないような小さいものも防ぎたいというのも今回の税を導入する理由だと思いますので、小規模の場合のシミュレーションも行っていたらと、判断がしやすいかと思えます。

田中座長      ありがとうございます。  
                  吉村先生、お願いいたします。

吉村委員      最初にお尋ねしたいのは、資料4に記載の著しく過重な負担とならない程度という表現は、法定外税に対する総務大臣の不同意要件の一つとして掲げられているものと同じ用語が使われておりますが、仮にそれを意識されているならば、そもそもその要件自体は、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となるものについては不同意という規定されています。そうではなく、一般的な話として、税をかける時にイメージしなければいけない水準という意味で用いられているのか、まずはそこを明らかにしていただけますか。

笹森課長      一般的なものとしてはもちろんですが、総務省の不同意要件を強く意識した表現でございます。

吉村委員      そうだとすると、技術的助言にとどまるものではあります、局長通知があったと思えますし、過去の法定外税や裁判例でどのような判断されたのかという点の資料もあった方がよかったですのではないかと思います。参考資料には他の自治体の法定外税が検討された際の報告書があり、それで代替されているのかもしれませんが、本体資料においても法律上の条文などを示されるべきだったと思えます。

そして、法律上規定されている不同意要件のことだとすると、著しく過重な負担という要件で不同意となるケースはかなり少ないと思えますし、資料4の4ページのようにバランスをとる際に用いられるものではなく、枠として規定されているものだと思いますので、それをそのまま税負担を考える際の基準としてお示しするのはよろしくないかと思います。あくまで枠であって、それを超えたらもう同意しないと

いうものですので、税負担をどうするべきかという検討において、著しく過重な負担とならなければよいかのような議論の仕方はよくないと思います。

先ほども申し上げましたが、誘導目的でこのような税にしたいとしても、他の納税者と比べて不利に扱うことが前提となるわけですから、そのような取扱いが正当化されるのか、つまり、正当化されるだけの目的があるのか、その目的に対して相当な程度の負担になっているかといった観点で議論すべきではないかと思います。

田中座長 ありがとうございます。

斎藤先生がおっしゃったF I Tとの関係においては、F I Tの政策目的を根底から覆すような税制にすると様々な問題が生じるので、その点は十分注意をする必要があるのかなという印象があります。

ただ今の委員の先生方の御意見等に関して、今回の研究会で御説明いただく必要がある場合は御説明をお願いしたいと思います。そうでなければ次回をお願いしたいと思います。事務局から、今後の進め方等も含めてどのように考えられているかという御説明をお願いします。

志賀部長 第1回研究会では、新税の必要性のところから御意見をいただき、県としての考え方の整理にお力添えいただきました。確定的なところまではいかないにしても、この税の具体的な姿を検討してみることにについては、大筋御理解いただけたのではないかと考えております。

今のお話にもございましたが、今後、実際にその水準を議論するためにも、シミュレーションや収益モデルのようなもののほか、財政需要のようなアプローチも必要かと思えます。過去の判断例なども含めて、御指摘を踏まえて資料を用意し、次回に臨みたいと思えます。

田中座長 ありがとうございます。

時間となりましたので、ここで本日の会議は終了させていただきます。  
進行を事務局の方にお返ししますので、よろしくをお願いします。

笹森課長 次回の研究会につきましては、1月中旬の開催を予定しております。

具体的な日程等については、後日御連絡しますので、よろしくお願いいたします。

司 会 田中座長、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第2回宮城県再生可能エネルギー税制研究会を閉会いたします。

本日は皆様大変お忙しい中、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。  
次回もよろしくお願いいたします。